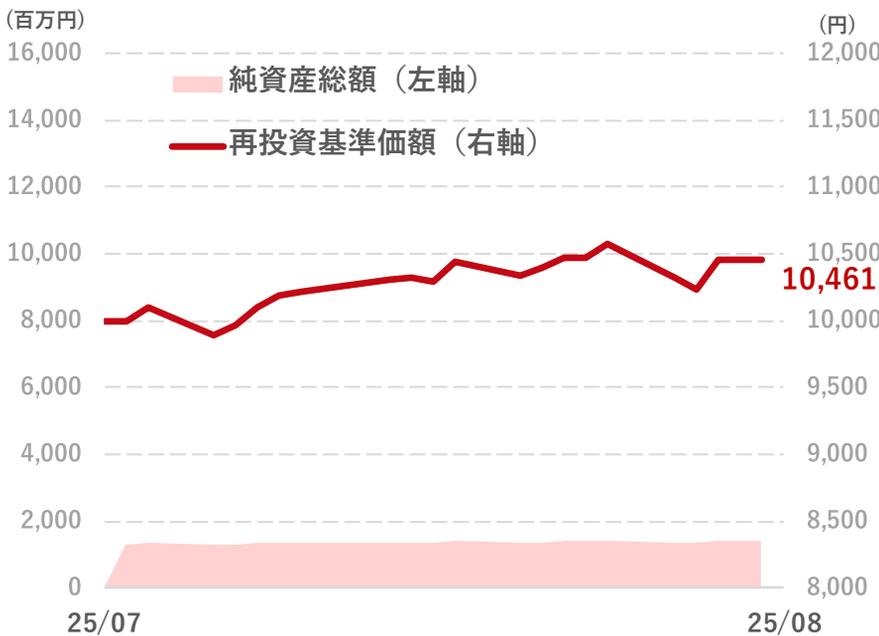


# ベトナム & アジア成長国ファンド

追加型 / 海外 / 株式

### 基準価額と純資産額の推移<sup>※1</sup>



### 基準価額

10,461 円

### 純資産総額

1,394 百万円

### 資産構成<sup>※2</sup>

ベトナム・ロータス・マザーファンド	62.92%
フランクリン FTSE インド ETF	19.88%
iシェアーズMSCI インドネシア ETF	9.39%
iシェアーズMSCI フィリピンETF	3.89%
現金など	3.91%
合計	100.00%

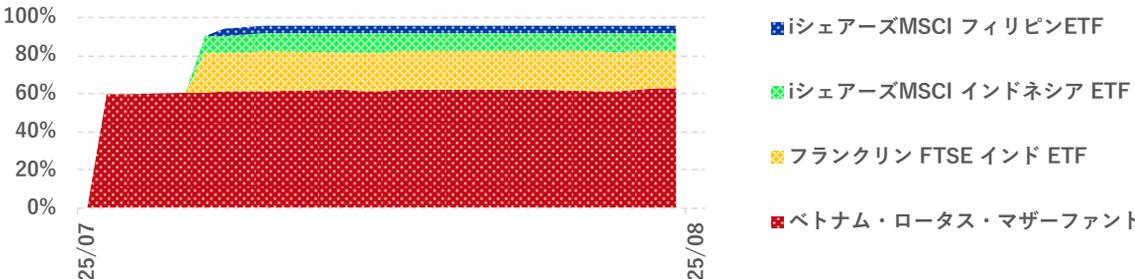
### 分配実績(1万口当たり、税引前)<sup>※3</sup>

2025/11	未定
2026/02	未定
2026/05	未定
設定来合計	0円

### 期間別騰落率<sup>※4</sup>

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	4.61%	-	-	-	-	4.61%

### 組入推移の状況



(※1) ■ 基準価額および再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。詳細は後記の「ファンドの費用」をご覧ください。■ 再投資基準価額の推移は、税引前分配金を全額再投資したものと算出しているため、実際の受益者利回りと異なります。(※2) ■ 指定投資信託証券の合算組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本としますが、市況動向および資金動向などにより、異なる場合があります。■ 追加設定の計上タイミングと投資対象の購入処理等のタイミングのずれ等により、組入比率の合計が100%をこえる場合があります。(※3) ■ 分配実績は、直近3期分です。(※4) ■ 税引前分配金を全額再投資したものとみなして算出しています。



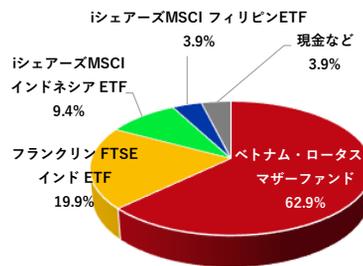
あなたに最適な  
資産運用を。

## ポートフォリオの状況

### 月末組入比率の状況

#### 月末組入比率状況

内訳	組入比率
ベトナム	62.9%
● ベトナム・ロータス・マザーファンド	62.9%
アジア成長国	33.2%
● フランクリン FTSE インド ETF	19.9%
● iシェアーズMSCI インドネシア ETF	9.4%
● iシェアーズMSCI フィリピンETF	3.9%
現金など	3.9%
合計	100.0%



※追加設定の計上タイミングと投資対象の購入処理等のタイミングのずれ等により、比率が100%をこえる場合があります。

### ベトナム・ロータス・マザーファンドの状況

銘柄別組入れ上位5銘柄		組入れ銘柄数 78 銘柄	
銘柄名	業種等	純資産比	
1 軍隊商業銀行	銀行	6.72%	
2 ベトナム・テクノロジカル&コマーシャル・ジョイント・ストック・バンク	銀行	5.40%	
3 ベトナム産業貿易商業銀行	銀行	5.24%	
4 サイゴン商信株式商業銀行	銀行	5.01%	
5 キンバックシティグループ	不動産	4.96%	

業種別組入れ上位5業種	
業種名	純資産比
1 銀行	35.53%
2 不動産	23.50%
3 各種金融	6.08%
4 資本財	5.72%
5 素材	5.32%

※ 純資産比の数値は、ベトナム・ロータス・マザーファンドの純資産比率で、当ファンドの組入比率ではありません。

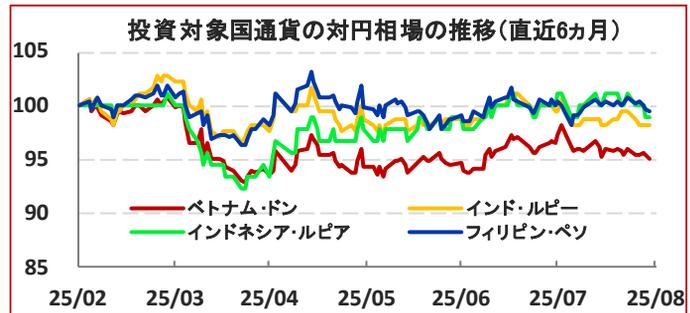
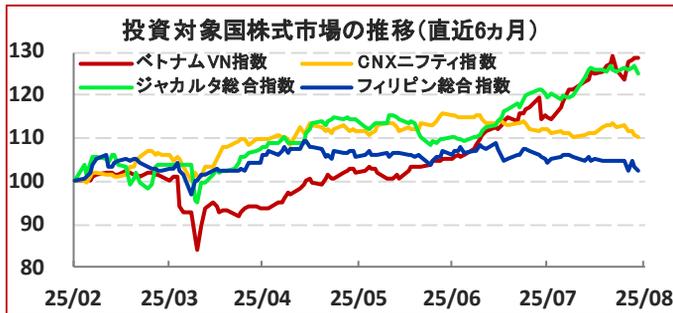
### ベトナム株式の主な組入銘柄の紹介

- 軍隊商業銀行 (MBB)** : ベトナムを代表する商業銀行のうちの一行です。強いブランド力が預金の積み上げに貢献しています。2025年4~6月期は前年同期比約21%の増収でしたが、引当金の増加によって当期利益は同2.5%の減益でした。
- ベトナム・テクノロジカル&コマーシャル・ジョイント・ストック・バンク (TCB)** : ベトナムの大手商業銀行の一行で、ベトナムの食品・流通企業のマサン・グループが約15%の株を保有しています。2025年4~6月期は前年同期比約3%の減収、同1%の増益でした。証券子会社の上場が2025年の後半に期待されています。
- ベトナム産業貿易商業銀行 (CTG)** : ベトナムの国営銀行の一つで、ベトナム国家銀行が約64%、三菱UFJフィナンシャルグループが約20%の株を保有しています。リテールビジネスの拡大という明確な戦略と低いバリュエーションが魅力です。2025年4~6月期は前年同期比約8%の増収でしたが、引当金の減少で同80%の増益でした。
- サイゴン商信株式商業銀行 (STB)** : サコムバンクの名称で知られる中堅の銀行です。2025年4~6月期は前年同期比約7%の増収、同約33%の増益でした。
- キンバックシティグループ (KBC)** : ベトナムの工業団地の開発・運営の大手4社の内の一社です。外国企業はベトナムを生産基地として利用する為に盛んに直接投資を行っていますが、その受け皿としての工業団地の需要がトランプ政権との関税交渉が決着した事で今後も増加すると思われます。2025年4~6月期は前年同期比35%の減収、同67%の増収でした。



## 市況概況

ベトナム株式市場は、月間で大幅な上昇となり、主要株価指数は一時、過去最高値を更新しました。政府による将来の経済成長率目標の引き上げや、成長を支援する金融緩和策が好感されました。加えて、堅調なマクロ経済指標や良好な企業業績、国際的な株価指数への組み入れ期待、さらには米国との通商に関する懸念が和らいだことも、投資家心理を明るくしました。特に、大規模な公共投資計画の開始が発表されたことで、金融セクターやインフラ関連銘柄が相場を牽引しました。インド株式市場は、月初から米国との貿易摩擦が激化すると懸念から軟調に推移しました。その後、政府が関税による経済への悪影響を緩和するために、減税などの景気刺激策を打ち出すとの期待から、自動車株や消費関連株を中心に買い戻され、一時相場は持ち直しました。しかし、月後半にロシア産原油の購入を巡り、米国はインドに対し25%の追加関税を発動し、当初の25%の相互関税に上乘せされ、関税率が最大50%となったことで、株式相場は再び軟調な相場展開となりました。インドネシア株式市場は、堅調な経済成長を背景に大きく上昇し、主要株価指数は一時過去最高値を更新しました。第2四半期の国内総生産（GDP）が市場予想を上回って加速したことに加え、中央銀行が景気支援のために追加利下げに踏み切ったことが、株式市場への追い風となりました。フィリピン株式市場は、月間では小幅な下落となりました。



※各株価指数は、直近6か月前を100と指数化して算出しています。各為替レートは、投資信託協会が公表する仲値を使用して表示しています。



## 運用概況

今月の当ファンドの基準価額は、前月末比+4.61%の上昇率となりました。

当ファンドの指定投資対象証券を通じて、ベトナム株を60%程度、インド株を20%程度、インドネシア株を10%程度、フィリピン株を4%程度の投資配分とし、投資対象国を4か国として運用を行いました。ベトナム株については、短期急騰の過熱感が否めず、投資配分を60%程度としました。インド株については、好調を持續する製造業景況感などを考慮して20%程度の投資比率とし、米国との相互関税の行方を見守りながら、やや抑制的としました。インドネシア株については、7月以降には堅調さを取り戻す上昇推移となったことで10%程度の投資比率としました。フィリピン株については、米国との相互関税が決着した後に底堅く推移するも、4%程度の投資比率に留めました。

その結果、今月のパフォーマンスは、ベトナム株が大幅な上昇となったことからプラスリターンに大きく寄与しました。また、主な投資対象国の為替市場の月間騰落率は、ベトナムドンが2.2%、米ドルが1.7%の下落となり、パフォーマンスにマイナス寄与となりました。（※為替市場の表記は、全て対円騰落率とし、投資信託協会が公表する仲値を使用。）



## 今後の運用方針

今後のベトナム株式市場については、10月に予想されているFTSE（英国の指数算出会社）新興国指数格上げ期待を背景に、底堅い推移を想定します。ベトナム経済は、政府によるインフラ投資の加速や国内消費の振興策、観光客の増加などが支援材料となり経済成長が加速する見通しです。米国との関係も良好なことから中国に次ぐ世界の工場としての急速な経済発展が予想され、60~65%程度近くの投資比率を維持します。インド株式については、長期的な堅調相場を予想しており、追加関税について米国との協議で解決されれば、組入比率の引き上げを検討します。インドネシア株式については、10%程度、フィリピン株式については、4%程度の組み入れ比率を維持する方針です。



## ファンドの目的・特色

- ☞ ファンドの目的：信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ☞ ファンドの特色：主として、ベトナム、インド、インドネシア、フィリピンなど、インドやASEAN（東南アジア諸国連合）で相対的に高い成長が期待される国（アジア成長国）の株式等を実質的な投資対象とします。
  - ベトナムの株式への実質的な投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の過半とします。
  - ベトナムへの投資にあたっては、「ベトナム・ロータス・マザーファンド」を通じて、主としてベトナムの取引所に上場しているベトナム株式、ならびに世界各国・地域（日本を含む。）の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式等に投資します。銘柄選択は、企業収益の成長性・財務健全性・流動性等を勘案して柔軟に行います。
  - 外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

## 投資リスク等

### 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

当ファンドは指定投資信託証券への投資を通じて、主として、ベトナムやインド、インドネシア、フィリピンなどのアジア成長国の株式などの値動きのある金融商品（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は変動します。受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

### 当ファンド、および、当ファンドが投資する指定投資信託証券の基準価額の変動要因となる主なリスク

- **有価証券の価格変動リスク**・・・当ファンドは、指定投資信託証券を通じて株式や債券など値動きのある有価証券を組入れており、指定投資信託証券は、組入れた株式や債券の価格変動の影響を受けます。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。
- **為替変動リスク**・・・当ファンドは、指定投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が値下がりする要因となります。
- **信用リスク**・・・当ファンドは、指定投資信託証券を通じて投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあり、これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
- **カントリーリスク**・・・当ファンドは、投資先の国の政治、経済および社会情勢等の変化ならびに法制度および税制度等の変更により、市場が混乱した場合、または取引に対して新たな規制もしくは税金が課されるような場合には、基準価額が値下がりする要因になります。
- **解約による資金流出に伴うリスク**・・・大量の解約が発生した場合には、保有資産を急いで売却しなければならず、不利な価格での売却を余儀なくされ、ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
- **流動性リスク**・・・当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくことがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。
- **国別配分リスク**・・・当ファンドが特定の国または地域に投資対象を集中させている場合、その国または地域の政治的・経済的な情勢、制度変更、自然災害、政情不安、通貨の変動などの影響を大きく受ける可能性があります。こうした事象が発生した場合、当該国・地域の市場全体が下落し、ファンドの基準価額が大きく変動する要因となることがあります。このように、国や地域ごとの配分によっては、投資元本を下回る損失が発生するリスクがあります。

（ご注意） 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。





## 分配方針

原則、年4回（毎年2月、5月、8月、11月の20日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。第一計算期間末は2025年11月20日です。）決算を行い、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用を行います

※ 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。



## その他のご留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申し込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンド購入価額によっては、分配金の一部または全部が実質的には元本の一部払戻に相当する場合があります。



## 当資料のご留意点

- 当資料は、ファイブスター投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に記載の過去の運用成績、運用内容は将来の運用成果、運用内容を保証あるいは示唆するものではありません。
- 当資料は、原則として表示桁数未満を四捨五入しているため合計の数値とは必ずしも一致しません。
- 当資料はファイブスター投信投資顧問株式会社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。記載された市況や見通し等は作成日時点のものであり、将来の株価等の動きやファンドの将来の運用成果を保証するものではありません。また、将来予告なしに変更される場合もあります。
- 当資料をご覧いただくにあたっては、「投資リスク」、「その他の留意点」、及び「分配方針」を必ずご確認ください。
- お申込の際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。



## お申込みメモ

購 入 単 位	1口または1円単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1口または1円単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金(解約)受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金(解約)受付日から起算して8営業日目からお支払いします。 ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申 込 締 切 時 間	営業日の午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	以下の日においては、購入および換金(解約)のお申込みができません。 米国またはベトナムの証券取引所または銀行のいずれかの休業日(土曜日および日曜日を除きます。)
換 金 制 限	ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限(1億口または1億円以上の解約は、正午まで)を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金(解約)申込みの受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	原則として無期限(2025年7月31日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかの場合等には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ■受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ■やむを得ない事情が発生したとき ■繰上償還することが投資者のために有利であると認めるとき ■この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合
決 算 日	年4回。(原則として毎年2月、5月、8月、11月の20日。ただし、休業日の場合には翌営業日) ※ただし、第一計算期間は2025年7月31日から2025年11月20日までとします。
収 益 分 配	年4回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信 託 金 の 限 度 額	ファンドの信託金の限度額は1,000億円です。
公 告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス <a href="https://www.fivestar-am.co.jp">https://www.fivestar-am.co.jp</a> なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	原則として、毎年5月20日、11月20日(休日の場合は翌営業日)および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付されません。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度の適用はありません。





## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日(ただし、当初募集期間においては、1口当たり1円)の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を <b>3.3%(税抜3.0%)</b> として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	一部解約申込日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。 信託財産留保額は、ご換金(解約)額から控除され、投資信託に組入れられます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの日々の純資産総額に <b>年1.397%(税抜年1.270%)</b> の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。			
	購入当ファンドの運用管理費用 (信託報酬)(年率)	年1.270% (税抜)	運用管理費用=日々の純資産総額×信託報酬率	
	配分	委託会社	年0.60%	委託した資金の運用の対価
		販売会社	年0.60%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理等の対価
		受託会社	年0.07%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする 投資信託証券	年0.000%~0.590%程度(※マザーファンド以外の組入れ比率は50% 以下として年0.095%~0.295%程度)			
実質的な負担※	<b>年1.492%~1.692%(税抜年1.365%~1.565%)程度</b>			
<p>※ 投資対象とする投資信託証券の組入れ比率などにより±0.2%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。</p> <p>※ 信託報酬のほかに、実績報酬(ハイ・ウォーターマーク方式)を設けており、超過収益が発生した場合には収益の16.5%(税抜15%)が各計算期間末および償還時に支払われます。なお、当該費用は超過収益に応じて発生するため、実質的な数値を表示することができません。</p>				
その他の費用・ 手数料	<p>諸費用として、以下の費用等が信託財産から支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■有価証券取引に伴う手数料(売買委託手数料等並びに消費税等相当額を含みます。)</li> <li>■信託財産に関する租税</li> <li>■監査報酬(監査報酬に係る消費税等相当額を含みます。)</li> <li>■上記費用の他、以下の諸費用(消費税等相当額を含みます。)も受益者負担とし、信託財産中から支弁します。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①この信託の計理業務およびこれに付随する業務に係る費用</li> <li>②振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用</li> <li>③有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用</li> <li>④目論見書および仮目論見書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁へ提出する場合の提出費用も含みます。)</li> <li>⑤信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁へ提出する場合の提出費用も含みます。)</li> <li>⑥運用状況に係る情報の提供に係る費用(これを監督官庁へ提出する場合の提出費用も含みます。)</li> <li>⑦この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用</li> <li>⑧格付けの取得に要する費用</li> <li>⑨この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用</li> <li>⑩投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用(債権回収に要する弁護士費用等を含みます。)</li> <li>⑪組入外貨建資産の保管口座開設費用、および保管費用</li> <li>⑫組入外貨建資産等の調査費用</li> </ol> </li> </ul> <p>※ その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>			



## ファンドの関係法人

**委託会社:** 信託財産の運用指図等を行います。

**ファイブスター投信投資顧問株式会社**  
 金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第2266号  
 一般社団法人投資信託協会会員  
 一般社団法人日本投資顧問業協会会員

### 委託会社の照会先

ホームページアドレス <https://www.fivestar-am.co.jp/>  
 お客様デスク 03-3553-8711  
 (受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時まで)

**受託会社:** 信託財産の保管・管理業務等を行います。

**三井住友信託銀行株式会社** (再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行)

**販売会社:** 受益権の募集・販売の取扱い、換金(解約)事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払い等を行います。

### 販売会社の名称等

販売会社	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
共和証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第64号	○	○	

※加入している金融商品取引業協会を○で表示しております。上記の表は、ファイブスター投信投資顧問株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から細心の注意を払い作成したものです。その正確性、完全性を保証するものではありません。



あなたに最適な  
資産運用を。